

## 生物多様性条約と「2010年目標」について

### 1. 生物多様性条約の概要

[名称] 生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity)

[経緯] 1992・5 採択／1992・6 国連環境開発会議 (UNCED) で署名  
1993・5 日本が条約を締結  
1993・12 条約発効

[締約国数] 189ヶ国 [2006年10月現在 米は未締結]

[条約の3つの目的] ①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

### 2. 「2010年目標」

#### (1) 概要

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議 (COP6、2002年オランダ・ハーグ) で採択された (生物多様性条約戦略計画の中で明示)。

#### (2) COP6 後の経緯

##### ①2004年2月 生物多様性条約第7回締約国会議

・2010年目標への取組状況の評価を促すための、7つのフォーカルエリア (分野) からなる評価の枠組みを採択

##### ②2006年3月 生物多様性条約第8回締約国会議

・地球規模生物多様性概況 (GB02) 報告・公表  
・COP10での条約戦略計画の改定に向けて、COP9において条約の戦略計画の改定の手順を審議することを決定

### 3. 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) の日本招致

2010年に開催されるCOP10の日本招致に向けて、関係省庁間で検討中。2010年は「2010年目標」の目標年であるとともに、国連において国際生物多様性年とされる予定。COP10は、国際的な生物多様性保全の取組における大きな節目の会議となることが予想される。

2010年目標における最終目標(ゴール)と  
目標(ターゲット)について

最終目標 目標	目標の概要	分野 (Focal area)
最終目標1	生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める	構成要素の生物多様性の保護 (Protect the components biodiversity)
目標1.1	世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される	
目標1.2	生物多様性にとって特に重要な地域が保護される	
最終目標2	種の多様性の保全を促進する	
目標2.1	選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される	
目標2.2	絶滅のおそれのある種の状況が改善される	
最終目標3	遺伝子の多様性の保全を促進する	持続可能な利用の振興 (Promote sustainable use)
目標3.1	農作物、家畜及び樹木、魚及び野生生物、その他価値ある種の遺伝的多様性が保全され、関連した先住民や地元の知識が維持される。	
最終目標4	持続可能な利用及び消費を促進する	
目標4.1	持続的に管理されている資源から生物多様性に基礎をおいた産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理される	持続可能な利用の振興 (Promote sustainable use)
目標4.2	生物資源の非持続可能な消費、もしくはその生物多様性への影響が、軽減される	
目標4.3	国際的な貿易によって絶滅の危機にさらされる野性の植物相や動物相の種がない	
最終目標5	生息地の損失、土地利用の変化及び劣化による圧力及び非持続可能な水利用が軽減される	生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)
目標5.1	自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる	
最終目標6	侵略的外来種からの脅威を制御する	
目標6.1	侵略的外来種となりうる主要な種の経路が制御される	
目標6.2	生態系、生息地もしくは種を脅かす、主要な外来種のための管理計画が整っている	
最終目標7	気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む	
目標7.1	気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する	人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)
目標7.2	汚染とその生物多様性への影響を軽減する	
最終目標8	財やサービスを供給し、生計を支える生態系の能力を維持する。	人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)
目標8.1	財やサービスを供給する生態系の能力が維持される	
目標8.2	特に貧しい者の、持続可能な暮らし、地元の食糧安全保障、保健医療を支える生物資源が維持される。	
最終目標9	先住民や地域社会の社会・文化的な多様性を維持する	伝統的知識、発明及び慣行の保護(Protect traditional knowledge, innovations and Practices)
目標9.1	伝統的知識、発明、慣習を守る	
目標9.2	利益の配分を含む、伝統的な知識、発明、慣習に関する、先住民や地域社会の権利を守る。	
最終目標10	遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分を保証する。	遺伝子資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)
目標10.1	全ての遺伝資源の移転が、生物多様性条約、食糧農業植物遺伝資源に関する条約及びその他、適用可能な協定等に沿っている。	
目標10.2	遺伝資源の商業的利用等から生じる利益がそうした資源を供給する国と共有される。	
最終目標11	締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。	資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)
目標11.1	条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。	
目標11.2	第20条のパラグラフ4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。	

## 2010年目標の進捗状況を評価するための指標案

### PROVISIONAL INDICATORS FOR ASSESSING PROGRESS TOWARDS THE 2010 BIODIVERSITY TARGET

A. 分野 (A: Focal area)	B. 直ちに試用できる指標 (B: Indicator for immediate testing)	C. 使用できる可能性のある指標 (C: Possible indicators for development by SBSTTA or Working Groups)
構成要素の生物多様性の保護 (Protect the components biodiversity)	特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移 (Trends in extent of selected biomes, ecosystems and habitats)	
	特定の種の個体数及び分布の推移 (Trends in abundance and distribution of selected species)	
	保護地域の指定範囲 (Coverage of protected areas)	
	絶滅のおそれのある種の指定の変更 (Change in status of threatened species)	
	社会経済的に重要性の高い主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移 (Trends in genetic diversity of domesticated animals, cultivated plants, and fish species of major socioeconomic importance)	
持続可能な利用の振興 (Promote sustainable use)	持続可能な管理下にある森林、農業、及び水産業生態系の面積 (Area of forest, agricultural and aquaculture ecosystems under sustainable management)	
		持続可能な供給源からもたらされる製品の割合 (Proportion of products derived from sustainable sources)
生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)	窒素集積(Nitrogen deposition)	
	外来種による被害件数と被害額 (Numbers and cost of alien invasions)	
人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)	海洋食物連鎖指数 (Marine trophic index)	
		その他の生態系の食物連鎖の健全性 (Trophic integrity of other ecosystems)
	生態系の連結性と分断性 (Connectivity/fragmentation of ecosystems)	
		人為による生態系破壊の発生 (Incidence of human-induced ecosystem failure)
		生物多様性に依拠する資源に直接的に依存する社会に生きる人々の健康と幸福 (Health and well-being of people living in biodiversity-based-resource dependent communities)
伝統的知識、発明及び慣行の保護(Protect traditional knowledge, innovations and Practices)	言語学的多様性と固有の言語を話す人の数 (Status and trends of linguistic diversity and numbers of speakers of indigenous languages)	
		土地固有の伝統的な知識状況に関するその他の指標 (Other indicator of the status and indigenous and traditional knowledge)
遺伝子資源の利用による平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)		(遺伝子資源への)アクセス及び利益共有に関する指標 (Indicator of access and benefit-sharing)
資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)	条約の支援のために提供された公的な開発援助(OECD-DAC統計委員会) (Official development assistance provided in support of the Convention (OECD-DAC-Statistics Committee))	
		技術移転に関する指標 (Indicator for technology transfer)